

旭川医科大学公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 吉田 晃 敏

旭川医科大学公印規程の一部を改正する規程

旭川医科大学公印規程（平成16年旭医大達第30号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

u003c/div>

改正後				現行			
(略)				(略)			
<u>附 則</u> <u>この規程は、令和元年8月7日から施行し、改正後の別表第1は、平成31年4月1日から適用する。</u>							
別表第1（公印の名称，寸法及び公印管守責任者）				別表第1（公印の名称，寸法及び公印管守責任者）			
組織区分	公印の名称	寸法（m m平方）	公印管守責任者	組織区分	公印の名称	寸法（m m平方）	公印管守責任者
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
図書館	旭川医科大学図書館長の印	30	教務部図書館 情報課図書館 総務係長	図書館	旭川医科大学図書館長の印	30	教務部図書館 情報課図書館 総務係長
病院	旭川医科大学病院印	28	総務部総務課 文書法規係長	病院	旭川医科大学病院印	28	総務部総務課 文書法規係長
	旭川医科大学病院長の印	30			旭川医科大学病院長の印	30	
	旭川医科大学病院長の印（公費負担医療等の申請書，審査支払機関への請求書・総括表・再審査等請	15	病院事務部医療支援課医療支援係長		旭川医科大学病院長の印（公費負担医療等の申請書，審査支払機関への請求書・総括表・再審査等請	15	病院事務部医療支援課医療支援係長

	求書，重度身障者・母子医療請求書，患者に関する諸証明専用)		
保健管理センター	旭川医科大学保健管理センターの印	25	教務部学生支援課学生総務係長
	旭川医科大学保健管理センター長の印	23	
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)

	求書，重度身障者・母子医療請求書，患者に関する諸証明専用)		
保健管理センター	旭川医科大学保健管理センターの印	25	教務部学生支援課学生総務係長
	旭川医科大学保健管理センター長の印	23	
<u>共済組合</u>	<u>文部科学省共済組合旭川医科大学支部長の印</u>	<u>25</u>	<u>総務部総務課長</u>

【改正理由】

平成31年4月1日付で，共済組合に公印規程が制定されたことに伴い，所要の改正を行うものである。